

平成 21 年 4 月 20 日

各 位

東京都大田区下丸子三丁目 25 番 14 号
会社名 ソーバル株式会社
代表者名 代表取締役社長 推津 順一
(コード番号: 2186)
問合せ先 取締役経理財務部長 岩崎 恭治
(TEL: 03 - 5482 - 1222)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 5 月 26 日開催予定の第 27 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」とします。)が、平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券に関する既定の削除などの所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 8 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日に同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされます。

併せて、その他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 21 年 5 月 26 日(予定)
定款の効力発生日	平成 21 年 5 月 26 日(予定)

現行定款	改訂案
定 款	定 款
第2章 株 式	第2章 株 式
<u>第8条（株券の発行）</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、当社は单元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>	(削除)
第9条（单元未満株主の権利制限） 当社の单元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利	第8条（单元未満株主の権利制限） 当社の单元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
第10条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 <u>3. 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u>	第9条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 (削除)
第11条（株式取扱規程） <u>当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、单元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u>	第10条（株式取扱規程） 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第12条（基準日） 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。	第11条（基準日） 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
第13条（招集）	第12条（招集）

定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。 第14条（招集権者及び議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。 2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。 第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 第16条（議決権の代理行使） 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。 2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。 第17条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。 第18条（議事録） 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれを記名押印又は電子署名する。 第4章 取締役及び取締役会 第19条（取締役会の設置） 当社は、取締役会を置く。 第20条（取締役の員数） 当社の取締役は、12名以内とする。	定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。 第13条（招集権者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。 2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。 第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 第15条（議決権の代理行使） 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。 2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。 第16条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。 第17条（議事録） 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれを記名押印または電子署名する。 第4章 取締役および取締役会 第18条（取締役会の設置） 当社は、取締役会を置く。 第19条（取締役の員数） 当社の取締役は、12名以内とする。
--	--

第 21 条（取締役の選任及び解任） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の解任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 4. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 第 22 条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 第 23 条（代表取締役及び役付取締役） 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第 24 条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。 第 25 条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役全員の同意がある場合は、前項の招集手続を省略することができる。 第 26 条（取締役会の決議の方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。 第 27 条（取締役会の決議の省略） 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。 第 28 条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記	第 20 条（取締役の選任および解任） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の解任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 4. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 第 21 条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 第 22 条（代表取締役および役付取締役） 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第 23 条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。 第 24 条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役全員の同意がある場合は、前項の招集手続を省略することができる。 第 25 条（取締役会の決議の方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。 第 26 条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。 第 27 条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に
---	--

載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 第 29 条（取締役会規則） 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。 第 30 条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 第 31 条（取締役の責任免除） 当会社は、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。 第 5 章 監査役及び監査役会 第 32 条（監査役及び監査役会の設置） 当会社は、監査役及び監査役会を置く。 第 33 条（監査役の員数） 当会社の監査役は、4 名以内とする。 第 34 条（監査役の選任） 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 第 35 条（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 第 36 条（常勤監査役） 監査役会は、監査役の中から、常勤の監査役を選定する。 第 37 条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 第 38 条（監査役会の決議の方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 第 39 条（監査役会の議事録） 監査役会における議事の経過の要領及びその結	記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 第 28 条（取締役会規則） 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。 第 29 条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 第 30 条（取締役の責任免除） 当会社は、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。 第 5 章 監査役および監査役会 第 31 条（監査役および監査役会の設置） 当会社は、監査役および監査役会を置く。 第 32 条（監査役の員数） 当会社の監査役は、4 名以内とする。 第 33 条（監査役の選任） 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 第 34 条（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 第 35 条（常勤監査役） 監査役会は、監査役の中から、常勤の監査役を選定する。 第 36 条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 第 37 条（監査役会の決議の方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 第 38 条（監査役会の議事録） 監査役会における議事の経過の要領及びその結
---	---

果<u>並びに</u>その他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 第 40 条（監査役会規則） 監査役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。 第 41 条（監査役報酬等） 監査役報酬等は、株主総会の決議によって定める。 第 42 条（監査役責任免除） 当社は、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。 第 6 章 計 算 第 43 条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。 第 44 条（期末配当金） 当社は、株主総会の決議によって毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。 第 45 条（中間配当金） 当社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。 第 46 条（期末配当金等の除斥期間） 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。 （新設）	果<u>ならびに</u>その他法令に定める事項は議事録に記載<u>または</u>記録し、出席した監査役がこれに記名押印<u>または</u>電子署名する。 第 39 条（監査役会規則） 監査役会に関する事項については、法令<u>または</u>本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。 第 40 条（監査役報酬等） 監査役報酬等は、株主総会の決議によって定める。 第 41 条（監査役責任免除） 当社は、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。 第 6 章 計 算 第 42 条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。 第 43 条（期末配当金） 当社は、株主総会の決議によって毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録された株主<u>または</u>登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。 第 44 条（中間配当金） 当社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録された株主<u>または</u>登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。 第 45 条（期末配当金等の除斥期間） 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 2. 未払の期末配当金<u>および</u>中間配当金には利息をつけない。 附則 第 1 条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載<u>または</u>記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。 第 2 条 当社の株券喪失登録簿への記載<u>または</u>記録
--	--

	<u>は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u> <u>第3条</u> <u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u>
--	--

以上